

# 美波町 都市計画マスタープラン 立地適正化計画(素案)に対する パブリックコメントの実施結果について

## 1. パブリックコメントの実施

美波町都市計画マスタープラン 立地適正化計画の策定にあたり、令和6年2月9日(金)～令和6年2月29日(木)まで、計画素案に対するご意見を募集しました。

ご提出いただきましたご意見とそれに対する対応等について整理しました(記述が途中であったものや意図が理解できないものは除く)。なお、重複等は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約または分割している場合があります。

## 2. 募集期間

令和6年2月9日(金)～令和6年2月29日(木)

## 3. 周知方法

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| (1)掲載場所  | 美波町HP                    |
| (2)配布・設置 | 美波町役場、由岐支所               |
| (3)住民説明会 | 日和佐公民館(令和6年2月21日(水)18時～) |

## 4. 意見提出数

- |        |                              |
|--------|------------------------------|
| ■書面提出  | 意見提出数:27件(提出者・団体数:2名、1団体)    |
| ■住民説明会 | 意見提出数:13件(出席者:4名、うち意見提出者:3名) |

## 5. 意見対応番号

「6. 計画素案へのご意見とそれに対する対応等」における対応区分の説明です。

- ①ご意見の趣旨を踏まえて計画書に反映します。
- ②ご意見の趣旨は素案で取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。
- ③ご意見の趣旨は素案へ反映しませんが、まちづくりにおいて重要な視点と捉え、努力します。
- ④その他

## 6. 計画素案へのご意見とそれに対する対応等

### 【概要版】

番号	■	ページ	対応箇所	ご意見の内容(要旨)	対応案	対応区分
1	住民説明会	P1	2 全体構想 ●まちづくりの基本理念 ～未来につなげる“にぎやかそ”のまちづくり～	○「にぎやかそ」という言葉に共感を持ってない地域や住民もいると感じている。「にぎやかそに共感を得られるまちづくり」をまず進めていただきたい。	●にぎやかそのまちづくりに向け、町一丸となって各種施策に取り組みます。	③
2	住民説明会	P4	●分野別方針 防災施策に関する方針	○内容はきちっと書いており、非常にいいと思う。ただし、残念ながら具体的な取組の記載がない。	●本計画は、長期的視点にたった都市の将来像や方針を示したものです。この計画に基づき、具体的な施策・事業の推進を図っていきます。	③
3	パブコメ	P4	●分野別方針 防災施策に関する方針 南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定されている本町においては、“命を守る”ために速やかな避難を行うことを最優先とし、自助・共助・公助の役割分担を基本とした防災・減災対策や事前復興に向けた取組を推進します。	○“命を守る”…最優先し、続く自助・共助・公助の間に、「助かった命をつなぐ」を加えて、防災・減災対策や事前復興に向けた町行政の取組に前向きな方向性を持たせて欲しい。	○命を守った後の対応も重要であることから、以下の文言を追加します。 南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定されている本町においては、“命を守る”ために速やかな避難を行うことを最優先とし、助かった命をつなぎ、速やかな復旧・復興につなげていくため、自助・共助・公助の役割分担を基本とした防災・減災対策や事前復興に向けた取組を推進します。	①
4	住民説明会	P4	●分野別方針 自然環境保全の方針	○「リアス式海岸」とあるが、最近では「リアス海岸」と表記される。	○リアス式海岸の表記を「リアス海岸」へ変更させていただきます。	①
5	パブコメ	P8	●木岐地域 グローバル・アルカディア“kiki”	○元々は「グローバル・アルカディア“kiki”を目指して」であったと記憶している。	○「グローバル・アルカディア“kiki”を目指して」へ変更させていただきます。	①
6	住民説明会	P8	●木岐地域 整備構想図	○図中の木岐聖ヶ丘農林漁業体験施設・ドミトリー聖ヶ丘の「農」が「の」となっている。	○「木岐聖ヶ丘農林漁業体験施設・ドミトリー聖ヶ丘」へ修正させていただきます。	①
7	住民説明会	P9	●3 地域別構想	○井ノ上は、12 地域区分でどこに分類されるのか。	●井ノ上は、日和佐市街地地域に含まれます。	④
8	パブコメ	P11	●防災・居住の方針1 既成市街地等における防災・減災対策の充実	○防災・居住に関する記述に関しては、大きな異論はない。しかし、事前復興の推進や住民との協働は、現町政の実態と乖離を感じる。応急仮設住宅用地の先行確保、先行移転宅地の調査・検討、地域分散型小規模避難拠点の整備などの具体的施策の記述を追加して欲しい。	●本計画は、長期的視点にたった都市の将来像や方針を示したものです。お示ししていただいた具体的な施策・事業は、重要な取組と捉え、今後の参考にさせていただきます。	③
9	パブコメ	P11	●防災・居住の方針1 既成市街地等における防災・減災対策の充実	○協働という点から「地域担当職員制度の創設」や「危機管理プロジェクトの再稼働」あるいは「地域自治組織の体制強化支援」等の施策を追加して欲しい。	●いただいた意見を踏まえ、地域や自主防災会等と町の協働によるより良い体制の検討に努めます。	③
10	パブコメ	P12	●都市機能の方針2 災害を考慮した都市機能(行政・子育て施設等)の誘導	○災害リスクを考慮した施設配置等を検討しますとあるが、もっと検討が必要と思う。基本的に津波で被災するエリアばかりであり、わざわざ津波で被災するエリアに機能を集約するのはどうなのか。本来の考え方からしたらおかしいと思う。様々な方法で、災害リスクの低いエリアへの都市機能・居住の誘導を真剣に考える必要があると思う。	●立地適正化計画の計画対象範囲は、法律で都市計画区域と決められており、本町の都市計画区域内の居住地は、ほとんどが津波浸水区域となっています。都市機能・居住誘導区域は、そのような災害リスクを踏まえた上で、市街地のにぎわい等の維持・発展をめざすため、住民や事業者等が開発等を行う際の判断材料の一つとして設定したものです。津波浸水想定区域外での開発等を抑制するものではないことをご理解ください。	③

番号	■	ページ	対応箇所	ご意見の内容(要旨)	対応案	対応区分
					なお、都市機能・居住誘導区域では、防災まちづくりに向けて、ハード面およびソフト面の対策を強化していくことが重要であるとの認識のもと、防災力を更に強化していく方針を設定しました(概要版 P16:6防災指針)。	
11	住民説明会	P15	●誘導施設の設定 防災機能 防災センター(仮称)	○防災機能 防災センター(仮称)とは、どこのことか。	●日和佐地区高台に整備を進めている防災公園に防災センターとしての機能を持つ施設の整備を検討しています。	④
12	パブコメ	構成	●計画の構成	○第1章で課題抽出を行っているが、その課題はどの地域に適用される課題かわからない。このため、第3章で地域別方針が定められているが、この方針で課題解決にいたるのか見えてこない。せめて概要版では、課題と方針がわかるようにしてほしい。	●計画の概要版であり、要約したもののため、現在のような取りまとめとなっています。今後の参考とさせていただきます。	④

### 【計画書】

番号	■	ページ	対応箇所	ご意見の内容(要旨)	対応案	対応区分
1	パブコメ	P2 P4	●1 計画策定・改定の主旨 国では、平成 26(2014)年の都市再生特別措置法の改正に伴い、立地適正化計画制度を創設し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進しています。	○コンパクト・プラス・ネットワークとは何のことか。	○コンパクト・プラス・ネットワークの説明(以下記載)を追加します。 人口減少・高齢化に併せ、財政の逼迫が予想される中、地域特性に応じた活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を維持し、高齢者をはじめとする住民等が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることです。 ※国土交通省の記載を参考	①
2	パブコメ	P2	●1 計画策定・改定の主旨 国では、平成 26(2014)年の都市再生特別措置法の改正に伴い、立地適正化計画制度を創設し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進しています。	○コンパクト・プラス・ネットワークを推進した先の理想的のイメージがわからない。	●美波町は既にコンパクト市街地(日和佐都市計画用途地域)が形成されています。商店や行政施設が集約している現在のまちを維持し、地域公共交通ネットワークによる地域拠点、生活拠点との連携を図ることを目標としています。	②
3	パブコメ	P84	●4 分野別方針:4-4. 防災対策に関する方針 緊急避難場所(一次避難場所)の確保 主要な避難場所においては、雨露を凌ぐ対策や備蓄倉庫の整備など、避難時の一時的な滞在に対応する条件整備に努めます。	○「主要な避難場所においては、雨風を防ぐ対策や備蓄倉庫の整備など、避難解除の指示があるまでの滞在に対応する条件整備に努めます。」へ改めていただきたい。津波や降雨で衣服がぬれると、免疫力が低下し、感染症や持病の悪化、最悪の場合は死にいたるため、しっかりとした雨風対策をお願いしたい。	○以下へ修正させていただきます。 主要な避難場所においては、雨風を防ぐ対策や備蓄倉庫の整備など、避難解除の指示があるまでの滞在に対応する条件整備に努めます。	①
4	住民説明会	P85	●4 分野別方針:4-4. 防災対策に関する方針 避難所(二次避難場所)の確保 指定避難所の確保にあたっては、大規模災害時においても地域単位での避難が可能となるよう、山間部の集会所や施設、津波災害警戒区域外の民家を利用したシームレス民泊等、多様な手段での確保に取り組みます。	○シームレス民泊とあるが、美波町に元々そういった民泊は存在しないはずである。もしあるのであれば、あるいはこれから拡充するという具体策があれば、構わない。	●美波町国土強靱化地域計画(令和4年3月)にて、「シームレス民泊等による避難所の確保」と記載しており、また、確保に向けた取組を検討していきます。	②

番号	■	ページ	対応箇所	ご意見の内容(要旨)	対応案	対応区分
5	住民説明会	P86	●4 分野別方針:4-4. 防災対策に関する方針 事前復興の推進 また、由岐湾内では、自主防災会が主体となり、震災過疎防止を目的とした高台造成に向けた検討が進められています。	○震災過疎防止とあるが、震災前過疎防止であり「前」がないとおかしい。	○「震災前過疎防止」へ修正させていただきます。	①
6	パブコメ	P93～	●第3章 地域別構想	○『美波町都市計画マスタープラン 2014』と今回の地域別構想を見比べると、地域によって約半分の内容に変化がある地域と8～9割の内容が変わらない地域がある。これは進捗の差が地区によって違うと見えるが町としては、どういう認識か。	●本計画は、長期的視点にたった都市の将来像や方針を示したものです。また、それぞれの地域の職員及び代表者の方に意見照会を行った上で、事務局にて整合を図るなどの修正を行っており、地域の意向等を踏まえた見直し案として作成したものです。	④
7	パブコメ	P50	●4 住民、事業所、団体に関するアンケート調査	○「住民、事業所・団体に関するアンケート調査」結果は、貴重だと思うため、参考として添付または公開していただきたい。また、年代別や地域別(特に、第3章の地域別構想に関わってくる)の結果も公開していただきたいです。	●アンケート調査結果は、計画の策定以外の利用をしないと明記していません。基本的に、計画書に記載されたものを参考としてください。	④
8	パブコメ	P80	●4-2. 道路・交通施設の方針 ○ JRやバス等の利用促進 人口減少やモータリゼーションの進展により、JRやバスの利用者が減少傾向にあり、その維持・存続が課題となっています。 交通事業者や周辺市町との連携のもと、公共交通の利用促進策を検討するとともに、公共交通のサービス水準や待合環境等の維持・向上を交通事業者などに要望します。	○運転免許証のない学生や高齢者等の日常生活における移動や生活はもとより、車しか移動手段のない地域だと観光地としては、計り知れないマイナスだと思うので、JR 牟岐線の存続を強く訴えたい。	●地域にとって JR やバス等の公共交通は、欠かすことのできない移動手段のひとつです。しかし、今後さらに人口減少等が進行していく中で、現状を維持していくことが困難な状況にあることは事実です。町としても移動手段の確保は、非常に重要な課題として捉えていることから、地域公共交通計画を作成し、持続可能な公共交通のあり方を検討していきたいと考えています(P80 地域公共交通計画の作成)。	②
9	パブコメ	P86	●4-4. 防災対策に関する方針 ○ 防災拠点の充実 美波町役場は、津波災害警戒区域に位置しており、町全体が大打撃を受ける可能性があります。 早期の復旧・復興に向けた活動拠点として、赤松防災拠点施設等の機能強化・充実を図るとともに、新たな防災拠点の確保を検討します。	○令和6年能登半島地震の被災地では、町民全体が被災者となり、外部の応援に頼らなければならない中、外部の支援者の宿泊・活動拠点不足や環境が深刻な課題となっている。外部支援が十分にできない状況が続いている。美波町においても早期の復旧・復興に向けた活動拠点として、赤松防災拠点施設等の機能強化・充実とあわせて、町内の複数の箇所で整備を進めると明記していただきたい。	●早期の復旧・復興に向けた活動拠点は、重要な施設であると認識しています。人口減少・少子高齢化を見据えた将来の財政事情等を踏まえ、公共施設等総合管理計画をはじめとする計画との整合性を図りながら、施設の統廃合等、持続ある地域づくりと防災対策を総合的に判断し、「新たな防災拠点の確保」の方針に基づき、必要な施設の整備を検討していきます。	②
10	パブコメ	P86	●4-4. 防災対策に関する方針 ○ 事前復興の推進 日和佐地区高台整備事業により、防災公園の整備及び日和佐こども園の移転を進めています。また、由岐湾内では、自主防災会が主体となり、震災過疎防止を目的とした高台造成に向けた検討が進められています。引き続き、安全で安心して暮らせるまちの実現に向けた取組を推進します。	○南海トラフ巨大地震が発生した場合においても、美波町で住み続けることができるように、美波町内の地区別で、地震・津波避難→避難生活→仮住まい→住宅再建までの事前防災・事前復興の取組を地区内で面的に進めていく必要があると思う。そのための方針や計画として、地区防災計画や地区別事前防災まちづくり計画の策定を進めると明記していただきたい。	○以下へ修正させていただきます。 日和佐地区高台整備事業により、防災公園の整備及び日和佐こども園の移転を進めています。また、由岐湾内地域では、自主防災会が主体となり、震災前過疎防止を目的とした高台造成に向けた検討が進められています。引き続き、安全で安心して暮らせるまちの実現に向けた取組を推進します。 また、大規模な災害が発生した場合の速やかな復旧・復興を見据え、平時から、復興まちづくりの整備手法の検討や住民の意向把握、合意	①



番号	■	ページ	対応箇所	ご意見の内容(要旨)	対応案	対応区分
			また、大規模な災害が発生した場合の速やかな復旧・復興を見据え、平時から、復興まちづくりの整備手法の検討や住民の意向把握、合意形成に努めるとともに、地籍調査や事前復興の取組に努めます。		形成、地区防災計画の作成促進等に努めるとともに、地籍調査や事前復興の取組に努めます。	
11	パブコメ	P93～	●3 地域別構想 地域の将来像	○(2)地域の将来像は、地域住民のまちづくりの共通目標像であり、地域のアイデンティティとしても重要であると思うが、どのように決定されたのか。	●美波町都市計画マスタープラン(2014)の検討にて、各12地区において地域別懇談会を実施し、地域の方と共に検討、決定させていただきました。今回の見直しでは、当時の将来像を基本として、町内連合会等にご確認をいただきました。現行計画の将来像を踏襲する地域と変更した地域があります。	④
12	パブコメ	P97 伊座利 P104 阿部 P111 志和岐 P118 由岐 P126 田井 P133 木岐	●3 地域別構想 (1)土地利用の方針 人口減少や高齢化が進む中で、災害リスク等を踏まえながら、安全・安心な居住地への誘導を図ります。	○「人口減少や高齢化が進む中で、災害リスク等を踏まえながら、安全・安心な居住地への誘導を図ります。」とあるが、「安全・安心な居住地」とは、どこを指すのか。各地域内にある土地なのか、それとも日和佐浦の居住誘導区域なのか。もし、各地域内の土地を指すのであれば、由岐の各地域では津波浸水区域や土砂災害警戒区域が点在しており、山を切り開くなど新たに造成してもらえるのか。日和佐浦の居住誘導区域への誘導であれば、居住誘導区域は津波浸水区域内にあり、決して「安全・安心な居住地」とは言えない。また、居住地誘導に対応できるのは、主に若者世代になってくるとされる。若者世代が地域から離れることによって、いくらハード面で防災対策を進めたとしても、地域に残る災害時要配慮者を支援する若者が減少することで、地域防災が立ち行かなくなることが心配される。	●各地域の維持・発展や地域防災の観点から、それぞれの地域で住み続けていただくことが重要だと考えています。 各地域は、津波浸水想定区域等が広がり、安全なエリアは限られていますが、その中でも、「少しでも安全な場所」や「避難路整備や空家除却等により安全性を高める」ことで、「安全・安心な居住地」をめざしていくものです。	④
13	パブコメ	P117	●4 由岐湾内地域 津波災害警戒区域 指定避難所	○指定避難所は2箇所とあるが、1箇所は由岐支所で、残りの1箇所はどこ施設なのか。	●由岐公民館、ねぶと防災拠点施設(東由岐字本村217-1)の2箇所です(美波町地域防災計画(令和4年3月))。	④
14	パブコメ	P119	●4 由岐湾内地域 (1)土地利用の方針 ■ 新たな拠点形成に関する土地利用の方針 由岐地区の拠点施設である由岐支所において、民間活力の活用や公的施設の集積等の有効活用策を検討し、拠点機能の強化による地域の活性化や住民サービスの維持・向上に努めます。	○「由岐地区の拠点施設である由岐支所において、民間活力の活用や公的施設の集積等の有効活用策を検討し、拠点機能の強化による地域の活性化や住民サービスの維持・向上に努めます。」とあるが、由岐支所に民間や公的施設が新たに入れるスペースはあるのか。また、施設や設備の切り分けや管理はできるのか。	●阿波銀行由岐支店が役場のスペースを活用しているように、施設の有効活用を図ることをめざすものです。	④
15	パブコメ	P121	●4 由岐湾内地域 (4)都市防災に関する方針 【追加】	○内水対策の推進として、魚呑川の対策を追加していただきたい。魚呑川は数年に1度、豪雨の際に浸水被害が発生し、地域でも懸案事項である。	○以下を追加します。 ■ 内水対策の推進 内水被害の未然防止に向け、魚呑川の河川改修や堆積土砂の浚渫等に努めます。	①
16	住民説明会	P121	●3 地域別構想:4-2. まちづくりの基本方針 南海トラフ巨大地震に対する備え【由岐地域】 由岐支所は、津波災害警戒区域に位置しており、	○「公共施設の再配置等も含めて安全を確保する手段を検討します」は、非常に大事な考え方だと思う。誘導とは反対の話であるが、やはり安全が確保できなければ住めないため、安心・安全が一番である。にぎ	●安全で安心して暮らし続けられる美波町の実現に向けたまちづくりに努めていきます。	③

番号	■	ページ	対応箇所	ご意見の内容(要旨)	対応案	対応区分
			甚大な浸水被害が想定されていることから、公共施設の再配置等も含めて安全を確保する手段を検討します。	わいも大切かもしれないが、安心・安全でないまちに人は残ってくれないので、そういった部分は十分意識してほしい。		
17	パブコメ	P122	●4 由岐湾内地域 (6) 景観形成に関する方針 由岐市街地を一望できる日和佐城山公園や愛宕山等、地域の特徴的な景観を楽しめるスポットの充実や情報発信の強化に努めます。	○由岐市街地を一望できる「日和佐城山公園」は「由岐城山公園」の誤記か(P.123の「4-3. 整備構想図」の図内表記も同様)。	○「城山公園」へ修正させていただきます。	①
18	パブコメ	P122	●4 由岐湾内地域 (6) 景観形成に関する方針 【追加】	○「■ 歴史・文化的な景観の形成」に、日本最古の津波碑と言われ現天皇陛下も訪問に来られた町指定有形文化財の東由岐「康暦碑」や国登録記念物にも指定されている東由岐「修堤碑」等の歴史遺産も本町の貴重なPRとなっているため、明記していただきたい。	○以下を追記させていただきます。 日本最古の津波碑と言われ、町指定有形文化財に指定する康暦碑や国登録記念物にも指定されている東由岐浦修堤碑等を本町の貴重な歴史遺産として、後世に継承していきます。 ※名称は、徳島県 HP より	①
19	パブコメ	P126	●5 田井地域 (1) 土地利用の方針 ■ 新たな拠点形成に関する土地利用の方針 由岐IC付近に位置する美波病院周辺は、地域の拠点として、周辺整備に取り組みます。	○「由岐IC付近に位置する美波病院周辺は、地域の拠点として、周辺整備に取り組みます。」とあるが、さらに山を削って造成して頂けるのか。現在の美波病院駐車場は、患者や職員関係者が利用しているため、空きスペースはないと聞いている。従って、新たな何かを整備するとなると、山を削る必要があると思われる。 また、田井地域や隣接する由岐湾内地域に津波災害時の指定避難所がないため、美波病院周辺に平時の地域拠点兼災害時の避難所となるような施設を整備していただきたい。	●新たな造成地や施設等の整備は、長期的な視点で検討していく必要がありますが、現段階では、その記述は困難と判断しています。周辺整備の内容については、町だけで取り組むものではなく、地域住民や民間等との協力のもと、含め具体的な検討を進めていきたいと考えています。	②
20	パブコメ	P128	●5 田井地域 (4) 都市防災に関する方針 【追加】	○内水対策の推進として、田井川の対策を追加していただきたい。田井川は、数年に1度、豪雨の際に浸水被害が発生し、地域でも懸案事項となっている。	○以下を追加します。 ■ 内水対策の推進 内水被害の未然防止に向け、田井川等の河川改修や堆積土砂の浚渫等を関係機関に要望します。	①
21	パブコメ	P129	●5 田井地域 (6) 景観形成に関する方針 白鳥神社等の神社仏閣は、地域の歴史を語り継ぐ資源として、その保全・活用に努めます。	○「■ 歴史・文化的な景観の形成」について、「白鳥神社等の神社仏閣は、地域の歴史を語り継ぐ資源として、その保全・活用に努めます。」と明記されているが、白鳥神社の由緒や祭神に関する情報が観光客に発信されていない。貴重な地域の観光資源として情報発信をお願いしたい。	○情報発信に関する内容を追記します。 白鳥神社等の神社仏閣は、地域の歴史を語り継ぐ資源として、その保全・活用を図ります。また、地域の貴重な観光資源として、情報発信等に努めます。	①
22	住民説明会	P135 ※代表	●3 地域別構想: 南海トラフ巨大地震に対する備え 【木岐地域】 大規模な災害が発生した際には、耕作放棄地等を応急仮設住宅の建設用地として活用することを検討します。	○耕作放棄地等を応急仮設住宅の建設用地として活用するとある。耕作放棄地をそんな簡単に住宅用地できる場所はなく、仮につくったとしても住んでもらえるような場所ではない。例えば、遊休農地や低利用農地という言い方にしてはどうか。集落に近く、被災しない場所だが、農地法の適用除外を活かして、町としてやりますということも大事だと思う。	○耕作放棄地は、荒廃農地・遊休農地を含む言葉であり、広域的な意味を含んでいることから、「遊休農地」へ修正させていただきます。 【参考】	①

番号	■	ページ	対応箇所	ご意見の内容(要旨)	対応案	対応区分																	
					<p>耕種農地 432.6万ha(R4)      遊休農地 9.7万ha(R4)      耕作放棄地 42.3万ha(H27)</p> <p>1号遊休農地 9.0万ha      2号遊休農地 9.8万ha      荒廃農地(再生可能) 9.0万ha      荒廃農地(再生困難) 16.3万ha</p> <p>【再生可能】      【再生困難】</p> <table border="1"> <tr> <td>○荒廃農地</td> <td>現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地</td> <td rowspan="4">市町村・農業委員会調査、現地調査による客観ベースの毎年の調査</td> </tr> <tr> <td>○再生利用が可能な荒廃農地</td> <td>荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの</td> </tr> <tr> <td>○再生利用が困難と見込まれる荒廃農地</td> <td>荒廃農地のうち、森林の移転を目的としているなど農地に復元するための物理的な条件整備が難しく困難なもの、又は地盤の状態からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの</td> </tr> <tr> <td>○遊休農地</td> <td>現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(再生利用が可能な荒廃農地)</td> </tr> <tr> <td>○1号遊休農地</td> <td>現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(再生利用が可能な荒廃農地)</td> <td rowspan="2">農林業センサス調査による農家の主観ベースの毎年の調査</td> </tr> <tr> <td>○2号遊休農地</td> <td>その農家上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地</td> </tr> <tr> <td>○耕作放棄地(農林業センサス)</td> <td>以前耕作していた土地で、過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地(農家の自己申告)</td> <td></td> </tr> </table> <p>出典：農林水産省(令和6年1月)</p>	○荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地	市町村・農業委員会調査、現地調査による客観ベースの毎年の調査	○再生利用が可能な荒廃農地	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの	○再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	荒廃農地のうち、森林の移転を目的としているなど農地に復元するための物理的な条件整備が難しく困難なもの、又は地盤の状態からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの	○遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(再生利用が可能な荒廃農地)	○1号遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(再生利用が可能な荒廃農地)	農林業センサス調査による農家の主観ベースの毎年の調査	○2号遊休農地	その農家上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地	○耕作放棄地(農林業センサス)	以前耕作していた土地で、過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地(農家の自己申告)		
○荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地	市町村・農業委員会調査、現地調査による客観ベースの毎年の調査																					
○再生利用が可能な荒廃農地	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの																						
○再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	荒廃農地のうち、森林の移転を目的としているなど農地に復元するための物理的な条件整備が難しく困難なもの、又は地盤の状態からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの																						
○遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(再生利用が可能な荒廃農地)																						
○1号遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地(再生利用が可能な荒廃農地)	農林業センサス調査による農家の主観ベースの毎年の調査																					
○2号遊休農地	その農家上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地																						
○耕作放棄地(農林業センサス)	以前耕作していた土地で、過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地(農家の自己申告)																						
23	住民説明会	P135 ※代表	●3 地域別構想：南海トラフ巨大地震に対する備え【木岐地域】 大規模な災害が発生した際には、耕作放棄地等を応急仮設住宅の建設用地として活用することを検討します。	○県が応急仮設住宅をやるとの話聞いたが、用地の選定・確保は、絶対に町と住民が協働で取り組まなければならない。能登半島や東北の震災からも、土地がなければすぐに応急仮設住宅の設置はできない。災害救助法で、20日以内に着工できる段取りを行政がする義務がある。こういうことを記載する以上は、意識し、協働の具体的な方法を考えていただきたい。	●本計画は、長期的視点にたった都市の将来像や方針を示したものです。ご意見を踏まえ、住民の方の協力も得ながら、応急仮設住宅の候補地の適地選定を進め、有事の際に備えます。	③																	
24	パブコメ	P150	●第3章 地域別構想 8 日和佐市街地【追加】	○P63において水産高校が未利用地としてあげられ、P64では未利用地活用の方策の検討が必要となっているが、P146の日和佐市街地地域には水産高校の未利用地の件が触れられていないのはなぜか。	○「■ 新たな拠点形成に関する土地利用の方針」へ以下の記載を追加させていただきます。 地域の課題解決・地域活性化等の拠点として、徳島県立水産高等学校跡地の有効活用について関係機関と引き続き、協議を進めます。	①																	
25	住民説明会	P185	●防災・居住の方針2 高台整備等による災害リスクの低いエリアへの都市機能・居住の誘導	○基本的には日和佐の話だと思うが、災害リスクの低いエリアは高台に限らず、少し奥まったところで西河内から奥の方等であれば災害リスクは低い場所がある。わざわざ赤松などの遠くまで行かなくとも、行きやすいところに災害リスクが低い場所はある。そういったところを十分意識しながら、本当の立地適正化を考えていきかけに今回の計画づくりはしてもらいたい。	●立地適正化計画の計画対象範囲は、法律で都市計画区域と決められています。西河内(一部を除く)は、都市計画区域外に位置しており、計画対象範囲から外れています。 ただし、ご指摘のように、災害リスクの低い場所の活用は重要であることから、施策・事業の推進に当たっての参考とさせていただきます。	③																	
26	住民説明会	P185	●防災・居住の方針2 高台整備等による災害リスクの低いエリアへの都市機能・居住の誘導	○災害リスクの低いエリアへの都市機能・居住の誘導は、大事にしてほしい。「高台整備等」と記載しなければ、もっと柔軟に解釈できる。	●立地適正化計画の計画対象範囲は、法律で都市計画区域と決められており、基本的には用途地域内で誘導区域を設定します。ただし、今回の計画では、用途地域外に位置する日和佐地区高台を都市機能誘導区域に設定した経緯から「高台整備等」と表記しております。いただいた意見を参考に、高台整備とあわせて、施策・事業の推進に当たっての参考とさせていただきます。	③																	
27	パブコメ	P262	●第10章 まちづくりの推進方策 1 協働のまちづくり まちづくりの主役は住民であり、住民がまちづくりに積極的に参加することが求められます。	○「住民」の「まちづくりの主役は住民であり、住民がまちづくりに積極的に参加することが求められます。」と明記されている。私も一住民として、本計画策定時から積極的に参加したいが、1度の町全体の説明会だけで、地区別懇談会やワークショップ等の住民との対話機会が十分に開かれていなかった。アンケート調査やパブリックコメントの一方向的にコメ	●立地適正化計画は、今回新たに策定する計画であること、日和佐都市計画区域を計画対象範囲とする計画であることから、日和佐地区で住民説明会を実施させていただきました。計画の検討においては、町内会連合会や策定委員会、庁内委員会を開催し、意見の反映に努めています。	②																	



番号	■	ページ	対応箇所	ご意見の内容(要旨)	対応案	対応区分
				<p>ントする機会しかなかった。本計画が、今後 10 年の美波町の都市計画行政をはじめとしたまちづくりの指針となる重要な計画ならば、町民と今後のまちづくりについて共に考える貴重な対話の機会として受け止め、「協働のまちづくり」に取り組んでいただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●また、計画策定後、各種の施策・事業等に取り組んできましたが、庁内委員会等で、その進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行っています。</li> <li>●いただきましたご意見を真摯に受け止め、今後の各種の計画策定の取組及び計画推進の参考にさせていただきます。</li> </ul>	
28	パブコメ	資料編	●資料編	<p>○パブリックコメントにて、検討経緯や委員会の議事資料、議事録が町 HP 上に掲載されていないため、どのような考え方・経緯・議論を経て、計画案が策定されたか、一町民の立場では判断するための情報が不足している。適切なパブリックコメントができない状態にあると思う。今後、パブリックコメント実施時にそれらの資料も HP への掲載をお願いしたい。</p> <p>○『美波町都市計画マスタープラン 2014』の P.154 において計画の進捗管理を PDCA サイクルで回すことが記載されている。しかし、実行したこと、進捗状況の整理・成果の把握・マスタープランの見直しにあたる内容が公開されていないため、なぜ今回の『美波町 都市計画マスタープラン 立地適正化計画』になったのか判断ができない。『美波町都市計画マスタープラン 2014』では PDCA サイクルに住民が参加・意見・実践するとなっているので、『美波町都市計画マスタープラン 2014』の実行したこと、進捗状況の整理・成果の把握・見直しとそれぞれで行った住民参加の内容の公開や意見のまとめを公開していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パブリックコメントは、計画の素案を確認していただく機会としております。また、計画策定に向けて、町内会連合会への意見照会、策定委員会、庁内委員会を開催し、計画を検討しています。</li> <li>●策定委員会や庁内検討会議等の検討経緯については、計画の参考資料に添付させていただきます。</li> <li>●町内会連合会への意見照会等を行っていますが、その内容については、公開を前提としていませんでしたので、今回は、公開できませんことご理解ください。</li> <li>●いただきましたご意見を真摯に受け止め、今後の各種の計画策定の取組及び計画推進の参考にさせていただきます。</li> </ul>	②